

防災・復興における男女共同参画の推進に関する 内閣府男女共同参画局の取組

平成26年 1 月31日
内閣府男女共同参画局

I 男女共同参画の視点からの防災・復興の 取組指針の策定

1 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していない

- 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：3.6%（12都道府県では女性委員ゼロ）
※平成23年4月時点
- 復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の割合：11.2%
※平成24年4月時点、沿岸38市町村



2 災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない

- 避難所に授乳や着替えをする場所がない／女性用の物干し場がなく下着が干せない。
- 生理用品や女性用下着が不足／避難所運営者が男性のため必要な物資を受け取りにくい・要望しにくい。
- 仮設住宅等における男性の引きこもりや孤立等が問題化。



3 災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできない

- 国は発災直後から女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応の要請を行ったが、現場での浸透は不十分。
- 「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の確立は、防災基本計画にも明記。



平常時から男女共同参画の視点からの災害対応について、
関係者が理解しておくことが重要



※現地に派遣された男女共同参画局職員が撮影した写真

平成25年5月

＜取組指針 及び 解説・事例集の作成＞

- 取組指針は、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示すもの。チェックシートや事例を盛り込んだ解説・事例集も作成。
- 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し等により、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備することを期待。消防団、自主防災組織、NPO、企業、大学等が活動に取り組む際にも参考にしていきたい。

＜内容＞

I 7つの「基本的な考え方」を提示

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
2. 「主体的な担い手」として女性を位置づける
3. 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
6. 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける
7. 災害時要援護者への対応との連携に留意する

II 各段階において必要とされる取組等を記載

- (各段階)
- ・事前の備え・予防
 - ・発災直後の対応
 - ・避難所
 - ・応急仮設住宅
 - ・復旧・復興



このほか、「広域的避難の支援」、
「各段階における支援者への啓発と支援」、
「男女別統計の整備」について記載。

■チェックシート

解説・事例集には、災害発生時に関係者に配布して活用いただくことを想定したチェックシートを掲載。

- ・備蓄チェックシート
- ・避難所チェックシート
- ・応急仮設住宅チェックシート

<参照>

内閣府男女共同参画局ホームページ

URL: <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

(参考)

男女 防災 取組指針

検索

備蓄チェックシート☑

女性、子どもに必要な備蓄品目の例

- ◆ 備蓄の品目や数量について、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮する必要があります。品目や数量については、当事者である女性等が参画して、検討するとよいでしょう。
- ◆ 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。乳幼児の粉ミルクは衛生環境が確保された状況下での使用が前提であり、粉ミルクや哺乳瓶だけではなく、水やお湯を沸かす道具も必要ことから、「粉ミルク、お湯、哺乳瓶、消毒剤」がセットで供給されることが重要です。生理用品、離乳食用品、紙おむつ用品等についても、同様に必要なものをセットで備蓄し、供給します。

生理用品

- ☐ 生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ 清浄綿
- ☐ おりものシート
- ☐ 中身の見えるゴミ袋

授乳用品

- ☐ 粉ミルク（調整粉乳）：哺乳瓶の衛生が確保される前提での提供
- ☐ アレルギー用ミルク
- ☐ 乳幼児用飲料水（軟水）
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ 哺乳瓶用の消毒剤
- ☐ 湯沸かし器具（電気が使えない際も想定した乾電池式もしくは発電式のもの）

離乳食用品

- ☐ ベビーフード（アレルギー対応食を含む）
- ☐ スプーン

紙おむつ用品

- ☐ 小児用紙おむつ
- ☐ おしりふき
- ☐ ゴミ袋
- ☐ 乳幼児用替替え
- ☐ ベビーバス（赤ちゃんのお尻を洗うために必要）

その他

- ☐ 抱っこ紐
- ☐ 授乳用ポンチョ
- ☐ 下着（いろいろなサイズ）

平常時しておくべきこと

- ・ 食料、生活必需品等については、個々人によってニーズも異なり、また、各人が最低3日分の量を備蓄することが望ましいことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名）や量、備蓄場所を住民に示し、各人の備えを促すとよいでしょう。
- ・ 備品の品目、数量、備蓄場所及び保管期限を定期的に点検することも必要です。

【取組指針公表後の主な取組】

＜通知等＞

- ・内閣府男女共同参画局長から各都道府県知事・各政令指定都市長あて（H25.5.31）
- ・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長から各都道府県防災主管部長あて（H25.6.7）
- ・復興庁男女共同参画班から11県復興担当部局あて（H25.6.17）

＜説明会＞

- ・避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議（内閣府防災部局、消防庁主催、全国9か所、H25.10～11）
- ・都道府県による域内市町村職員研修、民間団体による研修等への講師派遣

＜国際発信＞

- ・英文パンフレット＜現在作成中＞
（国連婦人の地位委員会（NY、2014年3月）、第3回国連世界防災会議（仙台、2015年3月）等にて活用予定）

＜フォローアップ＞

- ・市町村における活用状況等を調査（H25.11～12）

地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進

⇒平成26年度予算案 地域防災における男女共同参画の推進事業

Ⅱ 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合（平成25年4月）

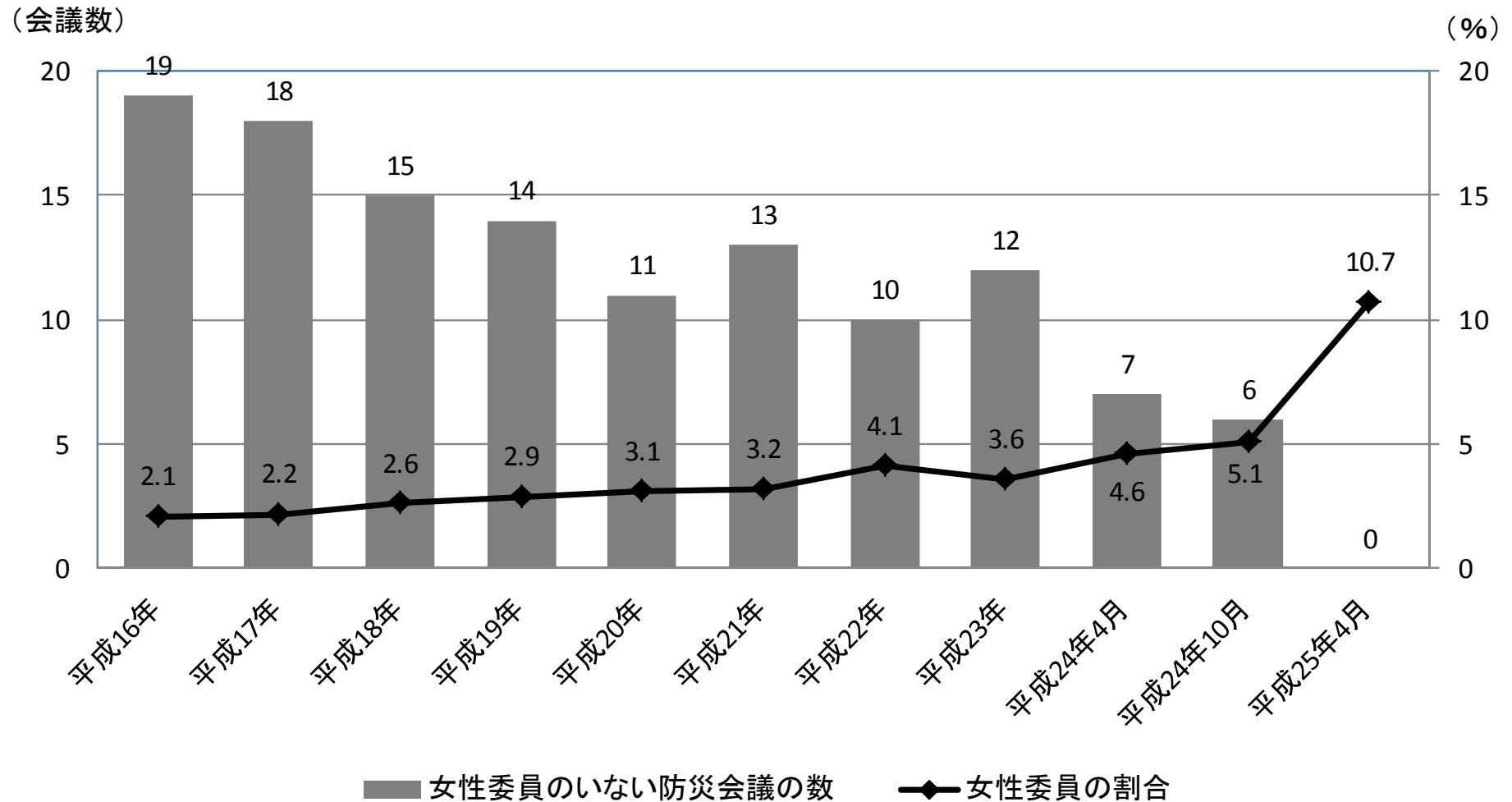
8

都道府県	委員 総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年10 月の女性割 合(%)
北海道	64	4	6.3%	5.2%
青森県	58	11	19.0%	10.2%
岩手県	64	5	7.8%	1.8%
宮城県	53	4	7.5%	2.0%
秋田県	52	5	9.6%	3.7%
山形県	59	7	11.9%	4.0%
福島県	51	5	9.8%	6.1%
茨城県	50	5	10.0%	2.2%
栃木県	48	1	2.1%	2.0%
群馬県	47	4	8.5%	2.4%
埼玉県	69	5	7.2%	4.8%
千葉県	52	1	1.9%	3.8%
東京都	64	3	4.7%	0.0%
神奈川県	54	8	14.8%	10.2%
新潟県	70	18	25.7%	20.0%
富山県	64	9	14.1%	7.1%
石川県	65	5	7.7%	3.3%
福井県	56	2	3.6%	0.0%
山梨県	60	3	5.0%	0.0%
長野県	62	5	8.1%	1.8%
岐阜県	60	7	11.7%	5.9%
静岡県	54	5	9.3%	9.3%
愛知県	74	3	4.1%	0.0%
三重県	52	5	9.6%	2.1%

都道府県	委員 総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年10 月の女性割 合(%)
滋賀県	59	8	13.6%	2.0%
京都府	65	7	10.8%	5.1%
大阪府	62	3	4.8%	1.9%
兵庫県	55	6	10.9%	6.1%
奈良県	53	4	7.5%	7.4%
和歌山県	49	2	4.1%	2.0%
鳥取県	65	26	40.0%	16.7%
島根県	71	18	25.4%	13.6%
岡山県	54	7	13.0%	8.3%
広島県	58	1	1.7%	1.7%
山口県	57	6	10.5%	0.0%
徳島県	53	11	20.8%	18.9%
香川県	54	5	9.3%	6.0%
愛媛県	58	4	6.9%	0.0%
高知県	57	6	10.5%	5.8%
福岡県	54	4	7.4%	7.3%
佐賀県	67	20	29.9%	5.8%
長崎県	65	7	10.8%	4.5%
熊本県	55	1	1.8%	1.8%
大分県	44	3	6.8%	6.8%
宮崎県	44	1	2.3%	2.2%
鹿児島県	60	4	6.7%	1.8%
沖縄県	54	7	13.0%	6.0%
合計	2,715	291	10.7%	5.1%

備考：内閣府男女共同参画局調べ

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合の推移



備考：内閣府男女共同参画局調べ

都道府県防災会議の委員の内訳（平成25年12月時点）

災害対策基本法第15条第5項の規定		委員総数	女性委員数	女性割合
1号	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	701	8	1.1
2号	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	47	0	0.0
3号	当該都道府県の教育委員会の教育長	47	2	4.3
4号	警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	47	1	2.1
5号	当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	399	63	15.8
6号	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	195	3	1.5
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	1,018	71	7.0
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	263	172	65.4
計		2,717	320	11.8

備考：内閣府男女共同参画局調べ

IV 平成26年度予算案

<背景>

平成26年度予算案：31百万円（新規）

第68回国連総会・一般討論演説 （平成25年9月）



成長の要因となり、成果ともなるのが、女性の力の活用。
「女性が輝く社会をつくる」

自然災害において、とすれば弱者となる女性に配慮する決議を、次回「国連婦人の地位委員会*」に、再度提出する。

*平成26年3月に開催予定（於：NY）

第3回国連防災世界会議 （平成27年3月、於：仙台）

今後の防災指針の策定が予定



※第2回の様子

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月）

東日本大震災の経験を踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の各段階における地方公共団体の取組の基本的事項。

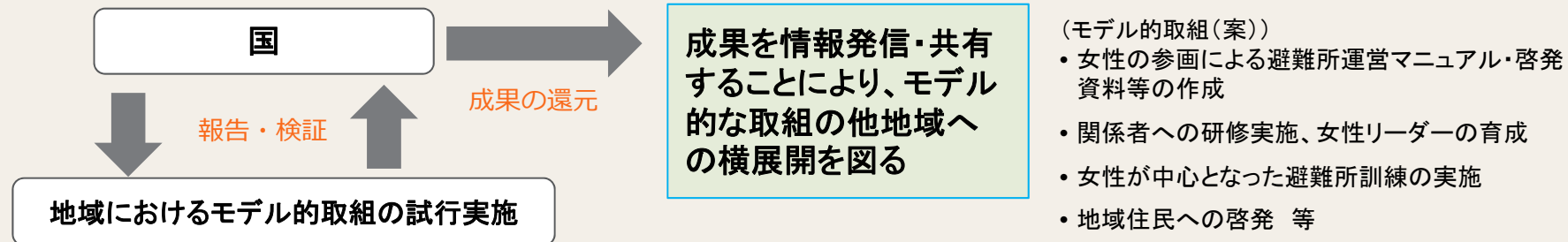
「**男女共同参画センター**が災害時にその機能を十分果たせるよう、平常時からの体制を整備することが重要。」

<事業内容>

男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする。

<事業スキーム（イメージ図）>

※事業スキームについては、現在調整中であり、今後内容等に変更があり得る。



ワークショップ



避難所訓練

※写真はイメージ

<期待される効果>

地域の実情に応じた男女共同参画の視点からの防災・復興体制が整備

内閣府

岩手・宮城・福島県

市町村、民間団体

相談窓口

※宮城県は男性からの相談も受付

岩手県

「女性の心のケア
ホットライン・いわて」
0120-240-261

宮城県

「東日本大震災 心の相談
ホットライン・みやぎ（※）」
0120-933-887

福島県

「女性のための電話相談
・ふくしま」
0120-207-440

電話・面接相談



- ✓ 電話・面接により
相談を受け付ける



訪問相談

- ✓ 仮設住宅等を訪問し、
直接相談を受け付ける



グループ活動

- ✓ 被災者の居場所づくり、
被災者が安心して悩みを
打ち明ける場の提供



平成26年度
事業予定

岩手県、宮城県：面接
福島県：電話・面接

3県で継続

3県で継続